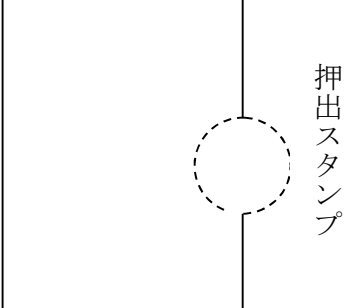



別記様式第二

表 面

		第 号		
プログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律第 19 条の規定による立入検査証				
	職 名			
	氏 名			
	生年月日	年	月	日生
		年	月	日
文化庁長官				

裏 面

プログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律抜粋

第 19 条 文化庁長官は、この法律の施行に必要な限度において、指定登録機関に対し、その業務若しくは経理の状況に関し報告させ、又はその職員に、指定登録機関の事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項に規定する立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第 31 条 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした指定登録機関の役員又は職員は、20 万円以下の罰金に処する。

三 第 19 条第 1 項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。

[備考] 用紙の大きさは、日本産業規格 B 列 8 番（横 9.1cm、縦 6.4cm）とする。